

日本公衆衛生看護学会 論文投稿に関する不正行為防止のためのガイドライン

本ガイドラインは、日本公衆衛生看護学会が発行する日本公衆衛生看護学会誌に対する不正行為の抑止を図り、本学会誌の学術性と社会からの信頼性を確保することを目的とする。本ガイドラインでは、投稿に関する不正行為を定義し、論文投稿に関する不正行為防止のための運用を以下のとおり定める。

1. 論文投稿に関する不正行為

日本公衆衛生看護学会誌では、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（文部科学省，2014）、研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会報告書（研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会，2012）をもとに、特定不正行為である、捏造、改ざん、盗用を論文投稿に関する「不正行為」、二重投稿、分割投稿、不適切なオーサiershipを論文投稿に関する「不適切な行為」として定義する。

1) 不正行為

(1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

2) 不適切な行為

(1) 二重投稿

他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することであり、印刷物、電子出版物を問わず、原著性が要求されている場合に、既発表の論文又は他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。以下の基準（研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会，2012）に従っていない場合は、二重投稿として判断される。また、同じ研究成果の重複発表、二重投稿は、適切な引用がされていない場合、自己盗用とみなされることがある（科学技術振興機構，2017）。

(i) 新たに投稿された論文において既発表の論文との差異を明確に記述しなければならない。

(ii) 既発表の論文の本文、図表等の一部を引用している場合には、新たに投稿された論文において出典を明記しなければならない。

(iii) 既発表又は投稿中の論文と同一内容又は極めて類似した内容の論文を、同一著者又は少なくとも1名を含む著者により投稿してはならない。

(iv) 学術雑誌の投稿規程に違反して、既にある言語で発表した論文を他の言語に翻訳し投稿してはならない。

ただし、以下のような場合は二重投稿に該当しない。

(i) 学会・会議の発表要旨として発表されたもので、新たに投稿された論文において、既に発表した内容が当該論文に含まれることを適切に明示する場合。

(ii) 大学の学士・修士・博士論文(既に機関リポジトリに全文公開している論文を除く)、科学研究費報告書、事業報告書として発表されたもので、新たに投稿された論文において、既に発表した内容が当該論文に含まれることを適切に明示する場合。

(2) 分割投稿 (サラミ投稿)

1つの論文で報告できる内容を、複数の論文に分割して投稿すること。

(3) 不適切なオーサーシップ

論文著者が適正に公表されないこと。

日本公衆衛生看護学会誌では、以下の条件を満たすものを著者とする。

(i) 研究の構想およびデザイン、データ収集、データ分析および解釈において相応の貢献があった。

(ii) 論文の作成または重要な知的内容に関わる批判的校閲に関与した。

(iii) 出版原稿の最終承認を行った。

資金の確保、データ収集、研究グループの総括的監督に携わっただけでは著者資格は認められない。著者はすべて条件を満たし、著者資格を満たす人物はすべてその名が列挙されていなければならない。

不適切なオーサーシップには、以下があげられる (Committee on Publication Ethics, 2015; 日本学術振興, 2015)。

(i) ギフト・オーサーシップ

著者としての資格がないにもかかわらず、真の著者から「ギフト (贈り物)」として付与されること。発表論文の内容を知らない者、論文内容に合意していない者、研究に貢献のなかった者を著者として記載することは許されない。

(ii) ゴースト・オーサーシップ

著者としての資格がありながら故意に著者から除外され、著者として掲載されていないこと。

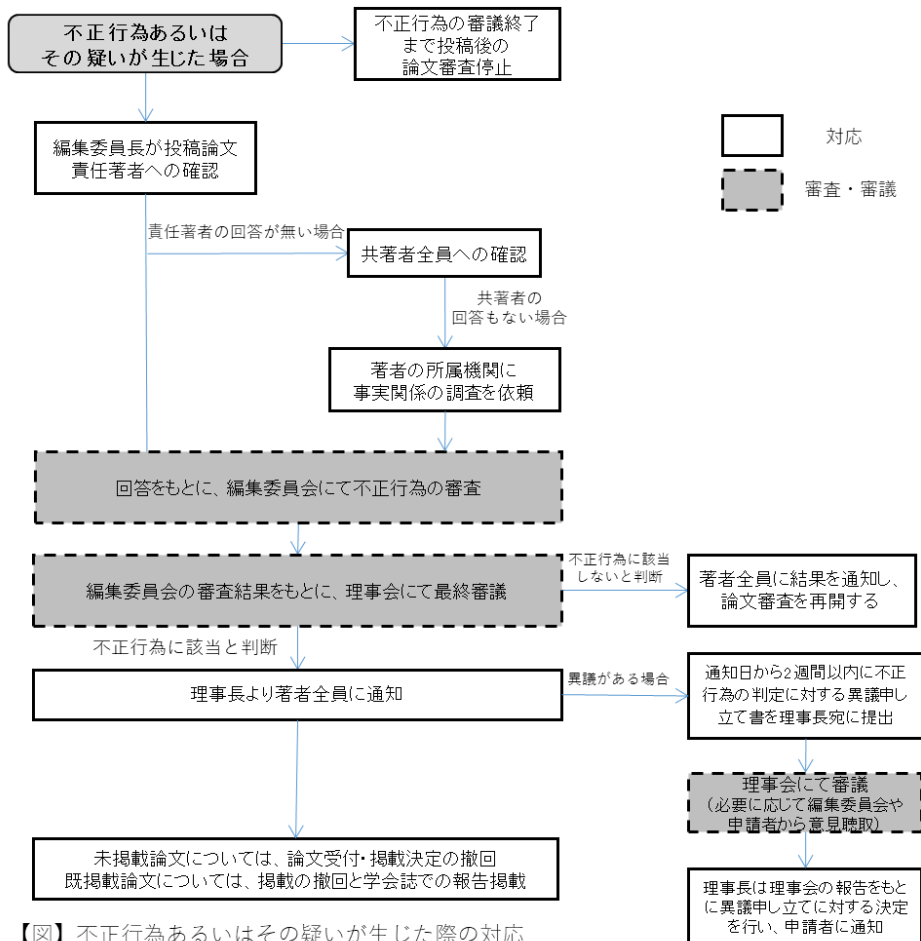
2. 運用

本ガイドラインは、原則、制定後に投稿された論文に適用する。ただし、制定以前に投稿され、すでに掲載された論文であっても、いずれかの不正が判明した場合は、本ガイドラインの運用に則るものとする。

1) 投稿に関する不正行為は、編集委員会が審査を実施し、編集委員会での審査結果をもとに理事会で審議する。

2) 本学会誌に投稿あるいは掲載された論文に対して、不正行為あるいはその疑いが生じた場合は、以下の措置をとる。(図1)

- (1) 原則として、投稿論文責任著者に書面にて編集委員長が不正行為について確認をする。投稿論文責任著者から回答がない場合は、他の著者全員へ連絡をする。他の著者からも回答がない場合は著者の所属機関に事実関係の調査を依頼する。
- (2) 著者（著者からの回答が無い場合は著者の所属機関）の回答をもとに編集委員会での不正行為を審査し、審査結果をもとに理事会にて最終審議を行う。
- (3) 不正行為の疑いが生じた論文については、不正行為の真偽が確定するまで、投稿後の論文審査のプロセスを停止する。
- (4) 本学会誌投稿にあたって不正行為に該当すると判断された場合は、当該論文の受付、掲載決定を撤回する。すでに本学会誌に掲載された論文については掲載を撤回するとともに、理事長名にて著者全員にこれを通達する。
- (5) 不正行為の判定に対する異議申し立ては、不正行為に該当するとの通達（通知日）から 2 週間以内とする。申し立て申請者は理事長宛に、具体的な理由を記載した申し立て書（形式自由）と必要書類を送付する。
- (6) 異議申し立ての審議は理事会に付託する。理事会は、必要に応じて編集委員会や申し立て申請者から意見を聴取し、審議結果を理事長に報告する。理事長は、報告をもとに申し立てに対する決定を行い、申し立て申請者に通知する。



【図】不正行為あるいはその疑いが生じた際の対応

文献

- Committee on Publication Ethics (2015) /Ronbun.jp : COPEフローチャート,
<http://www.ronbun.jp/flowcharts/> (検索日: 2020年2月22日)
- 科学技術振興機構 (2017) : 研究者の皆様へ 責任ある研究活動を目指して,
https://www.jst.go.jp/researchintegrity/shiryō/pamph_for_researcher.pdf#zoom=75
(検索日: 2020年2月22日)
- 研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会 (2012) : 研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会報告書,
https://www.tohoku.ac.jp/japanese/newimg/pressimg/press20120124_01_1.pdf (検索日: 2020年2月22日)
- 文部科学省 (2014) : 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン, 平成26年8月26日文部科学大臣決定,
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf (検索日: 2020年2月22日)
- 日本学術振興会 (2015) : 科学の健全な発展のために 誠実な科学者の心得,
<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf> (検索日: 2020年2月22日)

参考ガイドライン

- Committee on Publication Ethics (2015) /Ronbun.jp : COPEフローチャート,
<http://www.ronbun.jp/flowcharts/> (検索日: 2020年2月22日)
- 日本畜産学会 (2008) : 日本畜産学会投稿論文に関するガイドライン, http://www.jsas-org.jp/rules/Guideline_20160327.pdf (検索日: 2020年2月22日)
- 日本クリティカルケア看護学会 (2017) : 日本クリティカルケア看護学会誌の投稿に関する不正行為防止のためのガイドライン, https://www.jaccn.jp/cntrbt/index_04.html
(検索日: 2020年2月22日)

本ガイドラインの改正は理事会の議決を経て施行する。

2021 年2月20日 制定

2021 年2月20日 施行